



平成 23 年 10 月 6 日

各 位

会 社 名 大 幸 薬 品 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柴 田 高  
(コード番号：4574 東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 財 務 本 部 長 吉 川 友 貞  
(TEL. 06-6382-1135)

### 訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、キョクトウ株式会社に対し、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号（周知商品表示の使用）及び第 2 号（著名商品表示の使用）、第 3 条並びに第 4 条に基づき、大阪地方裁判所に訴訟を提起致しましたのでお知らせ致します。

### 記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

大阪地方裁判所 平成 23 年 10 月 6 日付

2. 訴訟を提起した相手（被告）

名称：キョクトウ株式会社

所在地：富山県富山市牛島新町 8 番 10 号

代表者：代表取締役社長 安村 善信

3. 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

(1) 訴訟提起の経緯

本件係争物『正露丸糖衣「キョクトウ」90錠』が、そのパッケージにおいて『セイロガン糖衣A』（セイロガントーイエー）と類似する「正露丸糖衣S」（セイロガントーイエス）なる文字表示を用いており、パッケージ全体についても、明らかに『セイロガン糖衣A』に似せた表示であることから（注：下記パッケージ画像ご参照）、当社は、キョクトウ株式会社に対して、これまでに数回、任意での表示の変更を求めてまいりました。

しかしながら、パッケージの一部文言の変更や表示の色の変更には応じたものの、当社の求める内容には程遠いものであったため、当社、そして株主の皆様にとって重要な財産である「セイロガン糖衣A」というブランドに対する侵害を排除し、同ブランドを保護することを目的として、この度の提訴に至ったものであります。

(2) 訴訟の内容

キョクトウ株式会社が製造販売する『正露丸糖衣「キョクトウ」90錠』の製造販売、販売のための展示の中止、包装の廃棄、並びに損害賠償請求

(3) 損害賠償請求金額 10百万円

4. 今後の見通し

本件訴訟の提起により、今後、開示すべき訴訟の進捗や業績への影響等が判明した際には速やかに開示致します。

(ご参考)

当社製品『セイロガン糖衣A』と本件係争物のパッケージの主な類似点

<当社製品>

<本件係争物>



主な類似点

- ① 赤色背景に白抜き表示の使用
- ② 同一文言の使用
- ③ 表面下部の欧文字背景及びゴールド色の使用
- ④ 表面下部の赤色ラインの使用
- ⑤ 同位置の錠数表示

以上